

大崎町事業者支援交付金 (物価高騰対策支援金)

【目的】

物価高騰により影響を受ける事業者の支援を行い、持続可能な経営を下支えし、かつ商工振興を図ることを目的とする。

【対象者】

- ① 大崎町に事業所を有する法人又は個人
- ② 第2次産業又は第3次産業（国が定める産業分類）の業種に該当する中小企業。
- ③ 下記の算定方法に該当する者。
- ④ 町税等に滞納がない者。
- ⑤ 申請者（本人・代表者・役員）が反社会的勢力の関係者でないこと。

【算定方法】

※別紙「主たる原材料の考え方」を必ずご確認ください。

令和5年4月から9月に仕入れた原材料（**事業を営む上で主たる原材料**）のうち、少なくとも1品目の調達単価が令和4年4月から9月の調達単価と比較し、10%以上上昇していると認められるもの。

A：R5.4月～9月の材料調達費の単価

B：R4.4月～9月の材料調達費の単価

$$\frac{A-B}{B} \times 100 \geq 10\%$$

令和4年9月以降に事業を開始した事業者の前年比較対象は、事業を開始した月を含む3月間（令和5年3月以前）とします。

【申請期限】

令和5年12月28日まで

【補助金額】

10万円（前期の年間売上が1,000万円未満）

15万円（前期の年間売上が1,000万円以上）

【申請に必要な書類】

- ① 申請書 兼 請求書
- ② 口座確認書類（通帳の写し）
- ③ 請求書又は納品書（比較する原材料の名称及び単価が分かるもの。各年1枚ずつ。）
- ④ 確定申告書（直近の事業年度分）

物価高騰対策支援金

【算定の具体例】

●バターの場合

単位：1箱（200g入り）（同規格のもの）

令和5年6月の請求書 480円

令和4年5月の請求書 430円

$$\frac{480円 - 430円}{430円} \times 100 = 11.6\% \geq 10\%$$

⇒支給決定

前期の年間売上高 900万円

⇒10万円支給

●ボルト・ナットの場合

単位：1パック（同規格のもの）

令和5年7月の請求書 670円

令和4年4月の請求書 590円

$$\frac{670円 - 590円}{590円} \times 100 = 13.5\% \geq 10\%$$

⇒支給決定

前期の年間売上高 9,000万円

⇒15万円支給

物価高騰対策支援金 【よくある質問】

- Q1 比較する原材料は、どのような材料でもいいですか。
- A1 業を営む上で、主たる原材料のみです。

- Q2 主たる原材料とは、どのような原材料ですか。
- A2 業を営む上で、なくてはならないものです。
例えば
飲食店 → 油、米、麺、調味料など
建設業 → 木材、コンクリート、砕石など
小売店 → 商品、販売資材など
運送業 → ガソリンなど
※使用頻度が極端に低いものは、主たる原材料にはなりません。
※人件費は、対象外です。

- Q3 町内に複数事業者がありますが、各店舗毎で申請できますか。
- A3 各店舗毎ではなく、本社機能を有する法人または個人で申請してください。

- Q4 この交付金は、課税対象になりますか。
- A4 所得税、法人税の課税対象になります。消費税の課税対象にはなりません。

- Q5 今年と前年の同じ月で比較するののか。
- A5 対象期間内の取引であれば、別な月でも構いません。

- Q6 前年または今年の納品書・請求書をなくしてしまった。
- A6 証拠書類としてコピーをとりますので、必ず必要です。

- Q7 比較する原材料は、前年と全く同じものでなくてはならないか。
- Q7 原則、全く同じものです。ただし、取扱終了や品切れなどで同等品を仕入れている場合は、同等品でも構いません。

お問合せ先・提出先
大崎町役場商工観光課 商工振興係
電話099-476-1111

物価高騰対策支援金 「主たる原材料」の考え方

製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に必要不可欠な資材・仕入れている物が対象です。

【対象外となる主な費用】

- ・人件費（給料賃金）
- ・租税公課
- ・福利厚生費
- ・接待交際費
- ・地代家賃
- ・地代家賃
- ・利子割引料
- ・貸倒金

【特例で対象とするもの】

●エンジン用の燃油

運送業は、燃油（ガソリン、軽油、天然ガス）による申請が可能です。
運輸業以外の業種は、主たる業務に関連する輸送等に供する燃油に限り対象とします。

例) 対象：商品を配送用社用車など

対象外：営業車（主に営業社員が使用している車）など

給付対象となる原材料・資材の例

業種	原材料・資材等の例
製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料
飲食店	食材、飲料、調味料、おしぼりなど
建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など
クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど
理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など
卸売、小売	梱包資材、包装資材、チラシ印刷など
宿泊	アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など
病院	清掃委託料、感染防止用具・用品など
介護施設	清掃委託料、感染防止用具・用品など
自動車整備	作業服、安全靴、整備用品・用具など
タクシー、トラック	車両メンテナンス料金、車両用消耗品（タイヤ）など ※運輸業は燃油(ガソリン、軽油、LPガスなど)での申請も可能です。
NPO法人	定款に記載されている業務に必要な備品、委託料など